

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 30 日 報告

朝来市長 藤 岡 勇

専決第3号

専決処分書

朝来市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年朝来市条例第26号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものとする。

令和6年3月31日専決

朝来市長 藤 岡 勇

専決処分理由

対象設備の取得期限に係る適用期限延長を定めた過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正を含む奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和6年総務省令第35号）が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、所要の条例整備を行ったものです。

朝来市条例第20号

朝来市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

朝来市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年朝来市条例第26号）の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

承認第3号資料

朝来市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(固定資産税の課税免除) 第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定めた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設に着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。 (1)、(2)（略）	(固定資産税の課税免除) 第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和9年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定めた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設に着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。 (1)、(2)（略）